

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和元年12月3日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月3日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第61号所管分の審査-----	3
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、福住礼子委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第65号の審査-----	10
質疑（光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第72号の審査-----	12
議案第64号の審査-----	12
質疑（光好博幸委員、増永和起委員）	
議案第66号の審査-----	13
議案第68号、69号の審査-----	13
議案第74号の審査-----	13
質疑（光好博幸委員、水谷毅委員）	
議案第67号の審査-----	15
質疑（光好博幸委員、福住礼子委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
採決-----	22
閉会の宣告-----	22

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年12月3日(火) 午前10時 1分 開会
午前11時42分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 水谷 毅 委員 福住礼子
委員 増永和起 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志
同部参事 川口敦子 生活支援課長 山下 聰
高齢介護課長 荒井陽子 国保年金課長 森崎孝弘
市民生活部長 松方和彦 市民課長 千葉郁子
文化スポーツ課長 松本泰洋
環境部長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 安田信吾
環境センター長 三浦佳明

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

議案第61号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第65号 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第72号 摂津市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例制定の件
議案第64号 令和元年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第66号 令和元年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第68号 指定管理者指定の件(摂津市斎場)
議案第69号 指定管理者指定の件(摂津市立葬儀会館)
議案第74号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件

議案第67号 茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約の締結
に関する協議の件

(午前10時1分 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きのうとは打って変わっていいお天気になりました。本会議に引き続きまして、本日は、民生常任委員会をお持ちいただき大変ありがとうございます。

本日の案件は、昨日の本会議で当委員会に付託されました8件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第61号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1点だけ、28ページです。広域廃棄物埋立処分場整備委託料242万6,000円についてお聞きしたいのですが、当初予

算では122万6,000円計上されております。また、平成30年度の決算では、大体100万円ぐらいを決算で使っておるわけですが、このふえた理由をお聞かせいただきたいなと思います。よろしく願いします。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 今回の補正の内容でございますが、ごみ処理のごみの焼却後に残る灰につきましては、埋め立て処分することとなりますが、廃棄物の最終処分場である大阪湾の埋め立て処分場が、昨年9月に発生しました台風21号により被災し、その復旧事業及び高台移転などの再度の災害防止に向けた改良復旧事業に係る委託金を補正させていただくものでございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 昨年の台風の復旧による事業でふえたということですが、次年度予算等は、どのように推移するのか教えていただきたいなと思います。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 まず、来年度の予算でございますが、当初予算は、今年度と同じく大阪湾の広域埋立処分場処理整備事業に係る整備費です。現在第2期でございますが、第3期の調査委託というのが、当初予算で例年計上させていただいております。

今回、被害に遭いました部分につきましては、台風の復旧を3年間かけてということになっております。平成30年度につきましては、当初予算の中で残額が発生したことで充当されておりますが、令和2年度は補正、令和3年度は当初予算で、災害復旧に係る部分も加味して、予算を計上させていただくこととなっております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

26、27ページの民生費、生活保護費のところでございます。

説明のところで、生活保護システム改修委託料ということで181万5,000円計上されておりますけれども、この内容についてお聞かせください。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、生活保護システムの改修委託料の内容につきまして、ご説明申し上げます。

これは、業務効率化の一環といたしまして、平成30年6月に創設されました進学準備給付金制度創設に伴いますマイナンバー情報との連携に係ります生活保護システム改修の経費でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

マイナンバーカードとの情報連携ということですが、今のタイミングで補正されている理由と、目的、効果はどういったことが考えられるのか、お願いします。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、まずこのマイナンバー情報連携に係りますシステム改修を、この時期に補正を挙げさせていただきました理由ということでございますが、このマイナンバー情報の連携が、令和2年6月から正式連携ということになっておりますので、この時期に補正を挙げさせていただきまして、来年3月末までにシステムの改修を完了させたいということでございます。

このシステム改修によりまして、保護受給者の方にどのような利益、また行政の業務効率化が見込まれるかということでご

ざいですが、これは進学準備給付金に限らず、一般的な話になりますが、異なる制度間におきます給付調整の確実性を向上させることによりまして、より公平で正確な給付が実行できるものと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 マイナンバーカードの情報連携ということですから、マイナンバーカードを申請されている方の部分の効率化ということなのか、中身が把握できておりませんので、もう一度お願いします。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 マイナンバーカードを申請されていない方もいらっしゃいますが、特に生活保護の申請要件の中には、所定の申請書の欄には、マイナンバー記載欄がございますが、これにつきましては、決して生活保護の支給の決定要件ではございませんので、もちろん、記載されない場合におきましても、生活保護の要否判定に何ら不利益、影響が出るものではございません。

ただ、マイナンバーの情報を申請された方につきましては、先ほど申しましたように、他の異なる制度間での給付におきまして、より正確な、漏れないような給付連携ができるものというふうに考えているものでございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しました。ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

まず、先ほどの香川委員がおっしゃっていた28ページの広域廃棄物埋立処分の件ですけれども、この大阪湾の広域という、

この広域はどのあたりのことが入るのか、教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 広域についてのご質問ですけれども、広域の範囲としましては、近畿2府4県168市町村の受け入れ区域から発生した廃棄物を受け入れられておるという状況でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、その168市町村の割り振り方と、金額についてお聞きしたいと思います。

もう1点、これはページが違いますけど、7ページの債務負担行為の補正というところでお聞きしたい件があります。今回、斎場指定管理事業、葬儀会館指定管理事業が決定しましたが、前は、3年間の契約だったと思います。今回は4年間にされている理由をお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 それでは、先に安田次長。

○安田環境部次長 割り振りについてのお問いでございます。

今回の大阪湾フェニックス計画という形で、埋め立て処分場がつくられておりますが、第2期の廃棄物量の割合に応じて割り振り、負担の割合が決まっております。ちなみに摂津市におきましては、全体の0.596%ぐらいが摂津市の割り振りの負担となっております。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら、福住委員の指定管理の期間が、前は3年、今回は4年である理由につきまして、お答えします。

本市が策定しております指定管理者制度の導入に関する指針では、指定管理の期間は原則5年となっております。けれども、前回につきましては、摂津市第5次行政改

革実施計画におきまして、葬儀会館せつつメモリアルホール为民営化を含め、市が担う葬祭事業のあり方を見直すため、3年という期間設定をしておりました。

また、斎場につきましても、せつつメモリアルホールと一体的な管理運営が必要であることから、せつつメモリアルホールに合わせまして、3年としておりました。今回の4年という期間の設定につきましては、他の指定管理者指定が、昨年度から5年間として始まっていることに伴い、それと合わせるため、令和5年度までの4年間とするものでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 大阪湾の件はわかりました。ありがとうございます。

今お聞きしました指定管理の件、期間についてわかりました。この5年というところに合わせてるためということだと思いますけれども、この限度額について、前回の3年間の金額と、今回の4年間での金額の設定の中で照らし合わせてみると、金額が下がっているのかなと感じました。その点の理由について、教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 それでは、債務負担の限度額について、お答えします。

せつつメモリアルホール、摂津市立葬儀会館の減額の要因といたしましては、人件費に関する部分と光熱水費の減額が主な要因でございます。

斎場につきましては、3年間の平均と次の4年間の平均につきましては、ほぼイコールということでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

葬儀会館は、いろいろとリニューアルをされて、空調も随分変わって、その部分下がってくるのかなと思います。あとは、利用の頻度が上がることを期待しているのと、斎場については、前回も炉の改修というのが、今後計画に出てくるかもしれないということでしたので、今後の指定管理について、しっかりとよい運営ができるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、議案第61号の質問をさせていただきます。

7ページの斎場と葬儀会館に関しては、摂津市が当面しっかりと運営していくという決断をされたということだと思いますので、以前から出ておりました裏の駐車場の砂利の状態を何とかしてほしいとか、葬儀会館の中のトイレの改修も、使いやすく洋式化を含めてしていただきたいということを、要望としておきます。

斎場は、雨が降っていますと、雨宿りをするような場所もないので、雨宿りができるような場所なども、これから考えていただけたらなと思いますので、要望としておきます。

それから、先ほど来お話が出ております生活保護のシステム改修の問題です。一般会計補正予算書の26ページ、27ページです。

まず、進学準備給付金の創設に伴うマイナンバーとの連携というお話でした。課税証明、非課税証明というようなものを提出することが、マイナンバーと連携することによって、わざわざ取得をしてから提出するというのが要らないということにつな

がるのかなと思います。

ただ、この進学準備金についてはそうかもしれないんですけども、進学される方々は、大学の学費の無償化であるとか、奨学金の申請であるとか、さまざまなものが必要になってくると思います。奨学金の申請とか、学費免除の手続について、JASSOという学生機構のところにマイナンバーを提出して、そこから大学などに情報がいくというようなことが書いてあったんですが、そういうときに懸念するのは、情報が漏れてしまわないのかというような問題があると思うんです。

年金機構とのマイナンバーの連携が、年金機構が民間委託で外部へ業務を出していたりする中で、延期になっているということがあったかと思います。学生の支援機構というところも、マイナンバーをどう扱って、しっかり情報管理をしていくのかという問題が出てくると思うんです。これは生活保護を担当する課に直接の関係ではないとは思いますが、政府に対して、注意をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それから、マイナンバーカードは所持しないということもできますし、マイナンバーを書かないという方もあります。それが生活保護の判定の要件ではないということをお話いただきました。やはりDVなどで住民票を移さずに生活保護の申請ということもあるわけで、その方の番号がわからないということもあるんじゃないかと思うんですね。本人がわからないだけでなく、市としても、探しに行っても見つからないというようなことも実際にあると思うんですけども、そういう方のお子さんが進学をされる場合には、一体どういう対応をされるかということをお聞かせ

いただきたいと思います。

それから、大阪湾フェニックスセンターの整備ということでございます。広域連携で近畿2府4県というお答えもありました。2府4県からの廃棄で、大阪湾フェニックスセンターだけじゃなく、幾つか最終処分場というのがあったと思うんですけど、今どんどんと埋め立てが終わってしまって、残っているのは、大阪湾フェニックスセンターだけになるんでしょうか。それから、大阪湾フェニックスセンターの今後の状況や、今の近畿2府4県のごみの最終処分がどういう想定をされていて、今後どうなっていくのかということについての見通しを、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 個人番号がわからない方の進学準備給付金の申請ということですが、この給付金の受給要件としましては、特に住民番号、あるいはマイナンバー等の条件というのはございませんので、申請される方に対しましては必要な要件をクリアしていれば、支給は可能でございますし、また、もし進学に際して、そういった番号が必要な方につきましては、関係機関と連携しまして、その辺の支援をケースワーカーが行っているというのが現状でございます。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 それでは、増永委員の大阪湾フェニックスセンターの最終処分場の状況というお問い合わせでございます。

大阪湾の埋め立て処分場につきましては、先ほど申しました近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るものと

なっております。

第2期では、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4か所、7,600万立方メートルの埋め立て容量を有している状況でございます。現在は、神戸沖と大阪沖のこの2か所で受け入れしているとお聞きしております。

埋め立て期間につきましては、現在第2期が始まっており、平成44年度、つまり令和14年度です。ここまでが埋め立て期間として予定をしておられますが、受け入れごみの減少等により、予定年度の延命が図れる見込みと聞いております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、生活保護ですけれども、個人番号がなくても大丈夫ですというお話をいただきました。大学へ進学される大変センシティブな年齢のお子さんたち、これからの未来のあるお子さんたちのお話でございますから、しっかりとした支援をしていただきたいのと同時に、番号がわからないということで、いろいろとご本人が傷つくようなことがないように、スムーズなしっかりとした対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、同じく生活保護ですけど、電子レセプトシステム改修委託料というのがございますね。被保護者健康管理支援事業のためのものだと思っておりますけれども、この内容を教えていただきたいと思います。

それから、大阪湾フェニックスセンターです。今お話がりましたが、最初は4か所だったところが、2か所は埋め立てが終わって、あとは神戸沖と大阪沖、神戸沖も、もうわずかで、残るは大阪湾フェニックス

センター一つになっていくのかなと思うんですけれども、ごみの減量などもあって、当初の計画よりも延命できるだろうというお話でございました。

ただ、ここの中に大阪市も入って埋め立てをしていると思うんですけれども、平成31年度、大阪市一般廃棄物処理実施計画、これを見ておきますと、大阪市は、最終処分、埋め立て処分の場所の内訳として、一つは、北港処分地の夢洲第1区を持っておるんですね。もう一つが、大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪沖埋立処分場、この二つに分けて埋め立てをしているらしいんです。その北港処分地、舞洲ですが年間10万6,500トン、大阪湾フェニックスセンターが4万3,200トン、これだけの量を埋め立てているんですけど、今後、北港処分地の延命化とは書いてあるんですけど、大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾広域処理場に埋め立て処分を移すということを書いているんです。大阪湾フェニックス計画の推進が図れるように関係先と調整等、取り組みを進めると書いてございます。

今まで10万6,500トンを北港に持っていたのが、大阪湾フェニックスセンターに持ってくる言われています。これは、IR計画であるとか、それから万博関係で、大阪市が夢洲をその場所として使うということになっているので、そこへごみを持っていけないという状態になって、大阪湾フェニックスセンターへ持ってくるということだと思えます。そうすると、大阪府内の他市とか、それから、ほかの県もそうですけれども、大きな影響を与えられるのではないかなと思うんですけれども、この点について、何か聞いていらっしやったら、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、電子レセプトシステム改修の内容につきまして、ご答弁を申し上げます。

これは、レセプトを活用した医療扶助適正化事業の一環といたしまして、被保護者健康管理支援事業、これは令和3年1月から実施される事業でございますが、内容といたしましては、生活保護を受給されている多くの方は、健康上の何らかの問題を抱えている方が非常に多いのですが、医療保険者が実施しております保健事業の対象にはなっておりません。そのため、医療と生活の両面から健康管理に関する支援を行うことが必要であるという認識から、医療保険におけますデータヘルスを参考にしまして、福祉事務所がレセプトデータに基づきまして、生活習慣上の発症予防ですとか、重症化予防を推進していく、そのための医療扶助、レセプトを利用しました調査ですとか、分析、対象者の抽出、そのあとの個別支援、そういったのを簡便に実施できるようにするための改修でございます。

以上です。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 では、増永委員の2回目のお問いでございませう。

大阪市の埋め立てについてのお問いでございませう。何か聞いているかということでございますが、一部の自治体では、大阪湾フェニックスセンター以外にも独自の最終処分場を確保する中で、大阪湾フェニックスセンターと併用されているところもあるかと思ひます。ただ、大阪市が今後どういう形で大阪湾フェニックスセンターを活用されるかといった部分につき

ましては、私ども把握はいたしておりません。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 まず、生活保護ですけれども、被保護者健康管理支援事業、生活保護を受けておられる方々が健康になっていただく、その手助けをする。または、検診を受けていただいて、病気の早期発見とかそういうことにもつないでいただければという部分が、いいお話だとは思っているんです。ただ、生活保護の方々は、いろいろなことがあって、生活保護を受けるという中で、保健指導ということで、次々と言われても、なかなかそれができないとか、健康の問題って、食習慣であるとか、生活習慣であるとか、いろんなところもあるので、指導されても、なかなかそのとおりにできないこともあると思うんです。

このことが原因で保護費が切られるんじゃないかと心配される利用者も出てくる可能性がありますので、締めつけのためではないということ、この制度は自治体でつくっていく仕組みの運用を考えていくという内容やと思うんで、そういうことに気をつけていただきたいと思います。

厚生労働省が出しているものを読んでいますと、通院日数が多いものについては、いろいろと制限を加えるようなことも出てきますので、あくまで、健康であっていただく。社会的な自立とか、生活面での自立とか、いろんなことも含めた形でのサポートという形で、ぜひやっていただきたいと思います。医療費の削減ということがまず第一目的ではなくて、それは後でついてくるものということで、運用をしていただきたいと思います。要望にしておきます。

それから、大阪湾フェニックスセンターのことですけれども、何も聞いていないと

というようなお話でした。しかし、これはホームページに書いてあるということですので、オープンにしている。周りの市に連携すると言いつきながら、何も伝えていないのかなってというのは思います。摂津市から出たごみは茨木市を通じた最終処分になりますが、もう本市とは関係ないんだということでは決してないと思いますので、この大阪湾フェニックスセンターの修理費を出すのはもちろん結構ですけれども、一体これどうなっているんだ、大阪湾フェニックスセンターにそんなにたくさん量の大阪市からのごみが入ってくるのであれば、そこに関しては、やはり2府4県できちっとホームページに出す前に了承をもらってから出すもんだと思います。やはりIRなどというものをやるということになるから、こういうことになるのであって、そういうものは持ってくるべきではないと思います。要望として終わります。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1点質問させていただきます。

一般会計補正予算書の12ページになりますが、歳入で、生活保護適正実施推進事業補助金というのがありますけど、この内容について、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、一般会計補正予算書の13ページ、生活保護適正実施推進事業補助金、その内容につきまして、ご答弁申し上げます。

これにつきましては、二つの生活保護に

係りますシステム改修です。これに係る経費につきまして、具体的に申しますと、生活保護システム改修に係る経費につきましては、国から3分の2、電子レセプトシステム改修につきましては、10分の10、国から補助が出るものでございます。これに係ります歳入補助金ということでございます。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容については、よくわかりました。国の事業なので、10分の10かなと思って、金額比較していたところもあるんですけども、今までやった質問のとおり、これらのシステム改修がきちっとした生活保護の適正化につながっていくように、各課で努力いただきたいということを要望して終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 確認のみ1点だけ聞かせてもらいます。

8ページ、9ページの説明のところ、地域包括支援センターの業務委託料ということで、471万2,000円計上されております。この中身について、お聞かせください。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいま

のご質問にお答えいたします。

地域包括支援センター業務委託料の内容につきましては、地域包括支援センターのコンピュータシステムの再構築でございます。このシステムは、要支援認定者のケアプラン作成業務でありますとか、国保連への介護報酬データの送信業務、総合相談業務の記録などに活用しているシステムでございます。このシステムのサーバー利用が8年目を迎えておりますことから、再構築について、令和2年度の当初予算で行う予定としておりましたが、想定より早くトラブルが発生してきたため、この時期に補正予算を計上したものでございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しました。お話を聞いていますと、重要なシステムだと思います。いわゆる令和2年度に予定されていたということですが、重要なシステム等々については、定期的な改修、あるいは更新等々、期間というのもしっかりと見定めてほしいと思いますので、以後よろしくお願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。増永委員。

○増永和起委員 地域包括支援センターのシステム改修の件ですけれども、この財源として、次の議案とも絡んでくるんだと思うんですけども、基金を取り崩すという形になっております。この基金の中身ですね。どういう内容のものをここに充てるのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 介護保険給付費準備基金につきましては、介護保険事業特別会計において発生した剰余金を積み立て

て、介護給付費が見込みを上回る場合などは、必要額を取り崩して充当するために設置しております。

保険者機能強化推進交付金につきましては、現在、平成30年度の分が基金に入っております。この分を地域包括支援センターの業務委託料に充てるということを考えております。それについて、次の条例の改正を行うわけでございます。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 基金の中には、皆さんから介護保険料をいただいて、その分も積み上っているということになっていると思うんですけども、その保険料からシステム改修をするということではなくて、国からおりてきた保険者機能推進強化交付金を、基金に入れてたから、それを引きおろして、ここに充てるというお話なのかなと思います。

保険料でシステム改修ということだったら、おかしいなと思うんですけども、そういう中身のものだということで、次の条例も出てくるということなんだと思うんですけども、一つは、保険料はしっかりと保険給付に使っていただいて、その金額が、今までどおり、次期の保険料の引き下げにしっかりと使っていただくということを、きちんとやっていただきたいと思っております。ここにまぜ込むと、基金ですから、お財布が一つになりますので、その点は、しっかりと注意をしていただきたいなと思います。

それともう一つは、保険者機能推進強化交付金というのは、国からポイントで加点されますが、介護保険から抜け出したら、それがよいこととされて、加点されるとなっている部分があり、市町村が競い合って、

ともかく介護保険を早く使わせないようにしようという競争が起きている自治体もあると聞いているんです。そういうことのないように、元気になられて、介護が必要なくなったというのは喜ばしいことですが、そうでもないのに、点数稼ぎのために、そういうことに走るということがないようにということは、重ねてお願いをしておきたいと思っております。要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、8ページの内容で、先ほど来、地域包括支援センターの業務委託料ということでお話が挙がってますけども、8年間このサーバーを使われたということなんですけども、そういうシステムに関して、ハード的にも8年間というのは非常に長い期間ではなかったかなと思います。

ちょっと聞き及んだ話では、データ復旧に苦労されたという話も聞いたことあるんですけども、今後このシステムを何年間使って補修をしていく予定にしておられるのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 今のご質問にお答えいたします。

確かに8年間そのまましておいたということは、市としても、委託先の地域包括支援センターとしても、システムに対する認識が甘かったということは否めません。ですので、今後はしっかりとシステム更新構築の計画を立てていくことが、必要だと考えております。

なお、今回の改善点としまして、サーバー管理ではなく、クラウドを使うというこ

とでございます。サーバーであれば、設置場所である事業所自体が管理をしなくてはなりません。クラウドでしたら、それを管理している会社がシステムに何か不具合があれば直接対応するというので、今回、改善をしております。

以上です。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容については、おおむね理解できました。今回のようなトラブルがないように、どのぐらいの期間で、そういう更新をしていくのか、具体的な計画をもって、望んでいただきたいなと思います。

クラウド化というのを要望にさせてもらおうと思ったんですけど、既にその方向で進んでいるということです。これはサーバー自身の場所は、今まで社会福祉協議会の建物だったと思うんですけど、市の庁舎の中にもサーバー管理をしていますので、そのサーバーを使っただけのクラウド化を考えているのか、レンタルの専用サーバーとして考えておられるのか、もしわかりましたら教えてください。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齡介護課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市のほうではなくて、専用のものを使うということでございます。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 時代の流れからいって、そうなるかと思うんですけど、個人情報等もしっかり管理できるように、そのサーバーの内容、それからサーバーがある場所、災害とかの関係もありますので、考慮しながら、最も安全な方向を出して、進んでいただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 これも1点だけ確認の意味で聞かせてください。

10ページ、11ページのところです。その前に、9ページのところになりますかと思えます。一般職級で41万4,000円減額補正されています。その内訳が次のページに書いてあるんですけども、補正前が14人で、職員数が補正後が15人にふえているんですけども、減額されていると。次のページを見ますと、いわゆる3人減って、4人ふえているんですけど、普通に考えるとお金ふえるんじゃないかなというふうに思いましたので、中身についてお聞かせください。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にご答弁申し上げます。

13ページをごらんください。こちらは、他会計からの異動による増が4人、他会計への異動による減が3人となっております。

すが、これに関しまして、この4人と3人の違いというのは、いわゆる職級の違いでございまして、その点に関して、増減とは違ってマイナスになっているということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 職級の違いということで、異動で入ってきた人よりも、異動された人の給料が高かったということで認識しました。

以上でございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今回、世帯数とかいろんなことが確定したことによって、交付金などが変わってきたと思います。6ページ、7ページの保険基盤安定繰入金、これは法定軽減の世帯数の確定によるものと思うんですけども、これは具体的にふえたのか減ったのか、何人に今なったのか、何世帯ぐらいふえたのかを、教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 補正予算書7ページの増永委員のご質問にお答えします。

保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）が2,767万8,000円の増となっておりますが、こちらに関しましては、委員がおっしゃるとおりに、軽減の対象者が増えたことによるものです。特にいいますと、軽減が外れた方、ふえた方の差でいいますと、約300人ほどふえておられます。特に7割軽減の方がふえているというのが現状となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 7割軽減の方がふえる

というのは、やはりそれだけ所得の大変低い方が多くなっていると、見込みよりも多かったということだと思います。今、消費税の増税もありますし、家計が圧迫されるという状態が続いていて、市民の皆さんの生活が苦しくなっているなというのが、私たちも思います。保険料の引き上げをこれ以上しないでいただきたいということ要望として終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○森西正委員長 再開します。

議案第68号及び議案第69号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時 再開）

○森西正委員長 再開します。

議案第74号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質

疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、1点だけ確認させてください。

これにつきましては、条例改正のところで、照明がLED化されるということに伴う照明設備の利用料に変わっていると理解しておりますけれども、LED化されたことによって、どれほどの電気代が削減される見込みなのかお教えてください。

○森西正委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

電気の使用の金額ですけれども、平成30年度としましては、おおよそ320万円程度でございました。LED化することによりまして、200万円程度減額されるということで試算しております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

320万円から200万円削減、すごい削減効果やと思います。もともと2,900円やったやつが1,500円になったんですかね。これにつきましては、概要で結構ですので、どのような考え方において、今回その照明設備の利用金額を決められたのか教えてください。

○森西正委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

使用料の決定方法というところがございますけれども、摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針といったものがございまして、そちらに基づいて算出しております。

内容といたしましては、これまでの電気使用量といったところをもとに、LED化

した場合の電気料金を算出しまして、そこに基本料金とか保守費用とか、そういったものを合わせたものに対して、受益者負担の割合をかけまして、算出をしております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

もともとよく考えたら、半面30分2,900円、1時間使ったら5,800円なので、非常に高かったと思いますんで、効果があったのではないかなと思います。理解しました。ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 今回の料金改定については、利用者にも大変喜ばれる内容であると思いますし、それは評価をさせていただきたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、今までの話なんですけども、この照明を使って、この広場を借りていた、稼働率を、おおむねでも結構なんですけど、何割ぐらいが利用されていたのか、お答えできるのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

稼働率といいますか、当然ナイターですので、4月から9月というところは時間は短く、日が暮れるのが早くなれば、10月から3月の利用率というのは高くなっていますけども、最近3年の平均のナイターの点灯時間というところで申し上げますと、おおよそ350時間程度となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 せっかく料金改定をして、使い勝手がよくなったということでございます。照明のみならず、建物等の改修で、かなり費用もかかっていると思うので、より多くの市民の方に使っていただきたいという思いがありまして、スポーツだけで使うとは限らない内容だと思っておりますので、広く、市内もそうですけど、市外にも周知していただいて、稼働率が高く利用していただけるように、周知の部分で努力をしていただきたいことを要望して、終わります。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 4 分 休憩)

(午前 11 時 6 分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第 67 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 先日、11月28日木曜日の読売新聞、毎日新聞にも載っていましたが、本市のごみ焼却に関する記事が載っておりました。コピーを持ってきましたけど、この関連議案が、この第67号に相当すると理解しておりますけれども、記事の中に、複数の市町村でごみ処理を行う場合、共同で一部事務組合をつくるのが一般的で、ごみ焼却施設の運営から撤退する市町村は、府内で初めてと書かれておりました。これを見て、確認させてもらおうかなと思いました。

一部事務組合というのは、その複数の普

通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的とする組織ということで、共同により規定を定めて、構成団体の議会の議決がいるという、チェック機構が働くような組織と理解しました。

一方で、連携協約を結ぶということで、協議が入るということですので、改めて、この一部事務組合との違いを教えてくださいのと、連携協約を結ぶということで、ある程度こちらのほうに利点といたしますか、よい点があるんだろうなと理解しておるんですけど、そのあたりについて、お聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 それでは、光好委員のお問いにお答えさせていただきます。

一部事務組合ということで、以前は、一部事務組合でごみ処理の広域化を行うところが多い状況でございます。連携協約につきましても、平成26年の法律の改正により、できました新たな制度でございます。

一部事務組合との違いでございますが、一部事務組合は、地方自治体がそれぞれの事務の一部を共同して処理をするために設ける特別地方公共団体となっております。いわゆる、新たな団体を設けるという形になってきます。また、設けることによって、事務局等、人件費とか、そういった部分も必要となってまいります。

一方、連携協約につきましても、それぞれの市町村の議会で議決を経て行う協議によって、連携協約を締結するというもので、将来にわたって、お互いが責任を持つという点では、一部事務組合と同様の効果ではございますが、新たな運営組織を設立する必要がなく、負担も少ない効率的な相互協力の仕組みとなっております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

ちょっと理解をできないところがあるんで、もう一度確認ですけども、その連携協約は、茨木市で燃やしていただくということで、撤退するわけですよ。議決というところでいくと、茨木市の議会、本市として、そういったところも摂津市議会として、いわゆるチェック機能は働くという認識でよろしいでしょうか。

私の認識では、一部事務組合というのは、お互いに出してきて、同列で議決し、何か今後改修工事があったりとか、更新するとかいうところがあったとしたならば、そういう話はできていくと思うんですけど、今回、茨木市に焼いてもらうというところでの連携協約やと思うんですけども、我々議会として、どれだけ機能するのかなというところが気になったので、もう一度お聞かせください。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 今回の連携協約につきましては、本市のごみ処理を安定的で持続可能なものにするため、茨木市に、ごみ処理の焼却処分をお願いするという形になってまいります。議会でのチェックというところでございますが、当然ながら、一定の負担割合を摂津市で負担しなければいけませんので、それに関しましては、予算案として、議会で議決をいただかないといけないということになってまいります。

ただ、焼却の施設等に関しましては、茨木市の炉で焼却をしていただく形になりますので、長寿命化等に関しましては、茨木市で決定されたものとなります。

○森西正委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、一部事務組合のお話が出てましたんで、整理をして、答弁

させていただきたいと思います。

一部事務組合以外に、広域連合というのがございます。これはガバナンスのための機関として、独自の議会、先ほど答弁ございましたように、特別地方公共団体というのが設置されます。一般的に住民による監視の目が届く、あるいは、住民の意思も反映されるなどと言われております。しかし、一部事務組合設立となりますと、その組織の存続自身も運営経費は生じてまいります。それから、意見の調整の手間がかかってまいります。そのハードルも高く、一長一短も指摘されているところでございます。

それで、先ほど説明ありましたように、平成26年にこの一長一短を解消すべく、広域連携というのが出てまいりました。過去、それぞれ府内では、いろんな一部事務組合がございまして、特に代表的なのが、消防組合とか、あるいはごみ処理施設のごみ処理等が散見されます。これらの消防行政については、市民の生命、安全を守る観点から、それぞれの構成団体の民主的コントロールが重要視されてまいります。また発足も、この連携協約制度以前での設立であるために、一部事務組合が主流となっているものと思われま。

今回の摂津市と茨木市のごみ処理施設の広域連携につきましては、ごみ処理を効率的に処理することを主題とします。政策的な判断は余り入ってこないということで、住民との生活に重要な影響を与えるような政策的での事務ではないということから、茨木市と、それから本市がそれぞれ協議をした結果、一部事務組合ではなしに、比較的ハードルの低い連携協約の締結としたところでございます。

それぞれ各市の取り組みについて、広域

行政というのは、過去にいろんなことが言われておりました。これは広域行政から広域連携というような考え方になってまいります。これ広域行政というのは、一定の圏域ありきという考え方ですが、今後広域連携につきましては、圏域なしに、茨木市と、それからうちのほうで、それぞれ一つの要は事業を推進していくということになります。

今後、少子高齢化を考えますと、フルセットの施設整備というのは、各市町村無理ではないかなと思っております。例えば、先ほどのごみ処理ですが、茨木市と摂津市が一つの清掃工場で処理できれば、茨木市にも、摂津市も、それぞれメリットが出てくると。こういうウイン・ウインの関係で、広域連携を目指していくものでございます。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

副市長のご答弁いただきましたけど、決して広域連携がだめということ言っていることではなくて、やはり茨木市に焼いていただくという立場からすると、なかなか本市として、意見が申しにくいところがあるんじゃないかなと危惧したもので、聞かせていただきました。だから、一部事務組合がいいというばかりということではなくて、例えば長寿命化の話でも、長い目で見たときに、摂津市が何も言えない状況になりやせんかなということを危惧しているところでございます。

確認ですが、ずっと未来永劫焼いてもらうということのスタートという理解でいいのか、もしくは、今、平成26年度から新しい制度がスタートしたということで、一旦これでスタートするというので、主

流である一部事務組合ということにまた戻るとか、あるいは同時並行で検討して、途中で選択を変えるということがあり得るのかどうかというのをもう一度お聞かせください。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 基本的には、連携協約により、茨木市でごみの処分の確保ということを規定させていただいております。いわゆる、焼却という行為と今後の焼却施設の確保という部分もお願いする形で、未来永劫という形での連携協約と考えております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 一部事務組合のご答弁がなかったのですが、連携協約でいく前提としてやるということですね。だから、未来永劫ということでしたら、なおさらですね。本市として物申すことは申しなあかんと思いますし、毎日新聞にもウイン・ウインという言葉が書いていたと思います。やはりいい関係をずっと持ってほしいですし、言えることは言って、お互いにメリットのある形で、ぜひ未来永劫いい関係をつくっていただきますように、要望としておきます。

○森西正委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 ちょっと誤解があったらいいませんので、再度、私から答弁させていただきたいと思っております。

茨木市と、それから本市、過去幾度となく、ごみ処理の広域化については協議を重ねてまいりました。昨年12月には、廃棄物の広域処理に関する基本合意書締結に、両市長が調印をいたしました。今議会に、茨木市と歩調を同じくして、議会に議決案件として連携協約締結を提案させていただいております。

ここで、ご指摘の中で、例えば茨木市が連携協約を廃止したいとか、本市も、なかなか意思が通らないとか、いろんなことが考えられると思いますが、それが全くないとは言いきれません。しかしながら、議会の議決を得る、それから両市長が締結をする。この重みというのは、非常に重たいものであると思っております。

そういう意味では、誠実に取り組む、信義則上の義務をそれぞれが負っているのではないかなと思っております。もし、それぞれ齟齬が出た場合にどうなるかっていうことになるんですが、これは地方自治法に、調停という言葉が出てまいります。これはただ単に連携協約の調停といいますと、それぞれが合意をしなかったら調停は廃止、中止に、そういう調停ではございません。都道府県の第三者機関、大阪府が、そのところでは、両方の意見をしっかり聞きながら、中立的な立場で指導していただく、こういう調停が、地方自治法には規定されております。そういう意味では、双方がわがままを言って、それぞれの自分の利害だけで話をする、これが通っていくというものではございません。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。理解いたしました。ぜひよろしくお願いいたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、確認でございます。

この条項の第5条の中の2に、前程に規定する処分の対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち、ごみに限るものとするという、こういう文面がございましたので、この際、

摂津市が分別をしているその内容と茨木市との内容について、確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 それでは、分別の違いというところのお問いでございます。

本市と茨木市での分別方法の異なる点としましては、本市では、可燃ごみと不燃ごみを分別している一方で、茨木市は、普通ごみとして合わせて収集されております。また、資源ごみにつきましては、食品トレイの分別を本市で行っておりますが、茨木市は普通ごみとして、現在処理をされていることとなっております。

以上でございます

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 そうしましたら、今後摂津市の回収の仕方というのも変わる予定があるのでしょうか。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 今後の検討課題ではございますが、現時点では、分別につきましては、現在の本市のやり方を継続させていこうと考えております。特に食品トレイ等につきましては、資源となるものですので、茨木市が普通ごみとして処理をしているからということで同じく処理するのはなく、できる限り資源として分けられるものは分けていきたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

やはり循環型社会の形成というのが題目でありますので、リサイクルできるものはするという姿勢を貫いていただけたらなと思っております。

あえて申し上げますけれども、先日もこ

の摂津市の回収の仕方が少しずつ変わってきて、今まで燃えるごみ、燃えないごみのプラスチックのごみについては、包装資材もきっちり分けていたのが、平成28年から、やり方が変わって、一般の燃えるごみで一緒に捨てれるようになりました。

そういったことが、市民には必ずお知らせとして、絵の入った分け方の紙が配られているんですけども、なかなか市民は、一回もらったものをずっと大事にしている、次に変わったものは、また来てるという感じで、切りかえていなくて、いまだに一生懸命細かく分けて、先日プラスチックごみの回収の回数をふやしてほしいという市民のお声がありまして、いえいえ違いますよということで、話もさせていただきました。現状、回収をされている職員の中で、認識が違うんじゃないかなと思うところには、改めて回収のPRなんかもしていただき、今は変わっているんだという認識ができていない地域が多くあれば、自治会を通してなり何なりして、PRしていただくと、市民にとってもありがたい話なのかなと思っておりますので、どうぞその点をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 先ほどのそれぞれの議会でチェックをするというお話だったと思います。一部事務組合でなく、両方の議会のチェックということで、今まで話が進んできた。そのほうが、よりチェックもかかるだろうというようなお話もあったと思うんですけども、それは、あくまで茨木市にやってもらうという形ではなくて、茨木市が、これから長寿命化であるとか、新しい更新であるとか、そういうことをす

るときにも、その情報はしっかりと摂津市にもいただいて、摂津市の議会にそれをかけていただいて、きちっとここで議論をするということが前提だと思うんです。

この連携協約の中で割合は書いてございますけれども、その割合のもととなる金額というのが、その時々に出てくると思うんです。その出てくるものが余りにも過大なものだったら、割合だけ決めていても、何でそんなに摂津市が払わなアカんのという話など、そういうことも出てくると思いますので、議会のチェック機能が働くのかというのは、当初から何度も何度も議員から出てきた疑問、質問で、理事者の側からは、今のようなしっかりとしたそういうチェックを果たしてもらえるために、情報もしっかり摂津市としても掴んで、情報を受けて、それを議会にもかけますというお話をいただいていたと思うんです。

いよいよお金の問題が、新しい年度から発生してくるということになると思うんですけれども、もちろん予算ですから、今度の金額は幾らということは、まだこれからという話ではあると思うんですが、おおよそその今までつくってきた計画で、摂津市単独でごみを処理していくよりも、連携をすることで、これぐらいの削減効果があるんだというようなお話は、今までにもいただいたかと思うんですけれども、もう一回おさらいをさせていただきたいと思いますので、そこのところと、以前に聞いていたときから、変わっている状況があるのであれば、お話いただきたいと思います。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 施設の整備についてのお問いでございます。

施設の整備につきましては、今回、連携協約の前に基本合意ということで、昨年1

2月に合意をさせていただいております。その際の試算ではございます。メリットとして試算しまして、広域処理によりまして、約28億円ぐらいの差額のコストメリットが出るのではないかと見込んでおります。

しかしながら、現時点でいろいろと茨木市ともお話をさせていただいておりますが、確定的な数字は、まだ茨木市におきましても、予算に向けた作業が行われておるところでございますが、今後、長寿命化に係ります焼却施設の改良等に加えて、建屋の補修、また、本市からの運搬車両の搬入に係ります場内整備工事というものが予定をされております。

特に、去年の地震や災害においてこういったことがあり、施設の強靱化、またCO2の削減など、こういったところの強化、摂津市からの搬入、リサイクルプラザから橋をかける予定としておりますので、そこからの搬入経路の確保という部分が、また新たに出てきておりますので、一定の上昇は見込まれるのではないかと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうですね。前回お示しいただいたのでは、28億7,800万円の効果額が、これはイニシャルコストの中であると。ランニングでは17億6,400万円あるということで、数字が出ているわけですが、これも、これがこのとおりにはいかないだろうというような内容も出てきているというお話です。

もちろん、今回災害もありましたので、そのときにはわからなかった新たに必要な経費というのも出てくるということについては、全く理解しないというものではございません。お話を聞くだけではなくて、

しっかりと資料を出していただいて、議会でそのことについて議論をする場を茨木市だけで決めず、やはり両市で、その中身についても吟味をするということが必要だと思っております。予算に向けては、そういう内容についてもしっかりと資料を出して、摂津市議会としても、そのことについて、きちっと審議のできる形にさせていただきたいということをお望みとしておきます。

また、この前の委員会でも言わせていただきましたけれども、地球環境の問題ということ、気候変動の問題ということは、本当に喫緊の課題になっていきますので、燃やせばいいという体制ではなくて、循環型ということをお望みしていただければ、茨木市としっかりと話し合いができるような関係にしていただきたいと思います。要望とします。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、3点、確認をさせていただきたいと思っております。これから検討していく内容ではあると思うんですけど、わかる範囲でお願いしたいと思います。

1点目は、分別に関して、先ほど質問がありました。基本はこの循環型社会の形成ということですので、先ほど質問がありましたように、摂津市の長年かけて取り組んできたリサイクルの流れは大事に進めていただきたいと思います。現実には、高齢化などで、分別をすることが大変であったり、分別用の折り畳み式のコンテナの開閉であったり、出し入れ、そういうのが非常に大変になってきています。

そういう意味で、循環型に重きを置いた上で、もし変更になった場合、なかなかすぐに対応できないという現状もあります。一つ、例えて言うなら、ペットボトルのラベルをはがす、はがさないのかということ

で、途中から、はがすということになり、理由があって変わったと思うんですけど、そのことを私の個人報のチラシの裏側に変わりましたということ印刷してお渡ししたときに、電話がかかってきまして、何でそんなところ変えるんやというご指摘もありました。多分、リサイクルを一生懸命やってくれてはったんやと思うんですけども、そういう事例もありましたので、早目に何回かに分けて、しっかりと周知していただいて、市民の方に喜ばれるようにしていただきたいというのが、この1点目の要望です。

2点目につきましては、公害に関する点ですけども、本市の環境センターで焼却しておりますので、ダイオキシンの調査等、年に何回か進めてこられていると思うんですね。今後ここの焼却場がなくなったとしたら、今までやってきた環境調査などをどのように考えておられるのか、これは2点目です。

3点目は、職員の件ですけども、搬送にかかわる部分については、そのまま残るとは思うんですけども、例えば焼却場でオペレーターをしておられる方とか、その中で働く職員ですね。今後どう考えておられるのか、その点お聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 三浦センター長。

○三浦環境センター長 それでは、環境調査の件をまずお答えいたします。

ダイオキシン調査につきましては、毎年発生源調査という形で、大気の調査をしております。閉鎖後につきましては、発生源調査という形になっておりますので、環境センターでの調査は行わないことになるかとは思いますが。

続きまして、職員につきまして、現在、再任用職員等を含めまして、17名職員がごございます。そこにつきましては、今後人事課と配属先等について、検討を協議という形になるかとは考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、環境調査の件ですけども、今回鳥飼八町の対岸ということで、平たく言えば、摂津市のすぐ隣接しているところに焼却場があります。茨木市独自の調査というのもやっておられると思うんですけども、本当に隣接したところでありますので、必要な調査はしっかりしていただいて、市民の方が安全・安心と思ってもらえるように、継続するところは継続して、対応していただけたらということを要望いたします。

それから、職員の件については、これからということではあるとは思いますが、今までしっかりと本市のそういう環境整備に携わって頑張ってきた方ばかりだと思いますので、いろいろ考えていただいて、対応していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○森西正委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 職員の処遇の件については、先ほどの答弁と一緒になんですけども、令和5年当初を目途とする、この連携協約ですけども、仮に令和

5年当初に実際に実務的にできた場合でも、それ以降は、やはり茨木市との業務の調整が出てこようかと思っております。それが何人必要なのかというのはまだ試算

しておりません。茨木市と実際にごみのやりとりをする場合に、いわゆる連絡調整等々ございますので、それらを含めて、どういう職種替え、あるいは配置をしていくか、今後は検討していきたいと思っております。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 答弁ありがとうございます。

所管はちょっと変わりますけども、先に、消防は吹田市と連携しております。そちらもいろいろ参考にさせていただきながら、お互いにいい形に、また本市としてもいい形に、取り組んでいただけることを要望します。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 37 分 休憩)

(午前 11 時 40 分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 61 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 64 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 65 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 66 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 67 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 68 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 69 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 72 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 74 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前 11 時 42 分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 福住 礼子